

## 令和3年度行政監査実施計画（案）

中野区監査委員監査基準第15条第3項の規定に基づき、令和3年度行政監査実施計画を次のとおり定める。

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく事務の執行に関する監査  
（中野区監査委員監査基準第16条第3項の規定に基づく行政監査）

### 第2 監査の対象

#### 1 監査のテーマ

会議体等の設置、運営について

#### 2 対象事務

令和3年度に設置されている附属機関及びその他の会議体の設置運営について

#### 3 対象部局(課)

対象とする会議体を所管している部（課）

### 第3 監査の期間

令和3年11月17日（水）から令和4年3月23日（水）まで

### 第4 監査の基本方針

区政を取り巻くさまざまな行政課題に的確に対応するため、区は法律や条例に基づく附属機関及び要綱等に基づくその他の会議体を設置している。

これらのうち、附属機関については地方自治法（以下「法」という。）第202条の3第1項において、「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」と担任する事務に関する規定を設けている。

一方、附属機関以外の会議体については、設置運営についての法の定めはなく、また、区における運用指針などもないことから、各所管において所掌事項を定めただうえで、設置、運営が行われている。

附属機関及びその他の会議体とも、現在、さまざまな形で区政において活用され、今

後も、その役割はさらに増していくことが見込まれる。

そこで、附属機関をはじめ、区民等が構成員である各種の会議体が、適正かつ適切に設置され運営されているかという観点で監査を実施する。

## 第5 監査の着眼点

- 1 設置根拠、目的、担任する事項は明確であるか。
- 2 適切な運営が図られているか。
- 3 報酬等の支払根拠は適正か。

## 第6 監査実施方法

- 1 書面監査  
関係課に対して調査票及び関係資料の提出を求め実施する。
- 2 実地監査  
必要に応じて実施案件を選定し、現地にて関係課からの説明を受け実施する。
- 3 事情聴取  
必要に応じて、関係課から事情聴取する。

## 第7 監査の実施場所

監査事務局ほか

## 第8 監査の日程

実施計画決定	※11月17日(水)
監査実施通知	※11月17日(水)
細目通知	11月19日(金)
書面監査開始	12月13日(月)
書面監査終了	1月18日(火)
問題点検討	※2月9日(水)
報告素案(講評内容)検討	※2月16日(水)
報告素案(講評内容)決定	※2月22日(火)
講評、報告(案)検討	※3月2日(水)
報告(案)検討	※3月9日(水)
報告(案)検討	※3月16日(水)
報告決定	※3月23日(水)
区長提出、公表	※3月23日(水)

(※ 監査委員協議会開催予定)